

第103期 決算公告

平成24年6月28日

下関市竹崎町四丁目2番36号
株式会社山口銀行
取締役頭取 福田 浩一

連結貸借対照表（平成24年3月31日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 149,191 | 預 金 | 4,373,035 |
| コールローン及び買入手形 | 437,597 | 譲渡性預金 | 475,504 |
| 買入金銭債権 | 6,826 | コールマネー及び売渡手形 | 31,681 |
| 特定取引資産 | 5,582 | 債券貸借取引受入担保金 | 1,645 |
| 金銭の信託 | 70,998 | 特定取引負債 | 2,260 |
| 有価証券 | 1,256,486 | 借入金 | 10,549 |
| 貸出金 | 3,208,572 | 外国為替 | 1,524 |
| 外国為替 | 6,316 | その他負債 | 85,769 |
| その他資産 | 112,215 | 賞与引当金 | 1,580 |
| 有形固定資産 | 49,855 | 退職給付引当金 | 89 |
| 建物 | 11,993 | 役員退職慰労引当金 | 6 |
| 土地 | 34,138 | 利息返還損失引当金 | 59 |
| リース資産 | 580 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 1,003 |
| その他の有形固定資産 | 3,142 | ポイント引当金 | 77 |
| 無形固定資産 | 13,956 | 再評価に係る繰延税金負債 | 8,892 |
| ソフトウェア | 13,192 | 支払承諾 | 26,683 |
| リース資産 | 118 | 負債の部合計 | 5,020,365 |
| その他の無形固定資産 | 645 | （純資産の部） | |
| 繰延税金資産 | 7,076 | 資本金 | 10,005 |
| 支払承諾見返 | 26,683 | 資本剰余金 | 380 |
| 貸倒引当金 | △41,824 | 利益剰余金 | 248,609 |
| | | 株主資本合計 | 258,995 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 12,353 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △390 |
| | | 土地再評価差額金 | 16,073 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 28,036 |
| | | 少数株主持分 | 2,139 |
| | | 純資産の部合計 | 289,171 |
| 資産の部合計 | 5,309,536 | 負債及び純資産の部合計 | 5,309,536 |

連結損益計算書

〔平成23年 4月 1日から
平成24年 3月31日まで〕

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|------------------|--------|--------|
| 経常収益 | | 91,742 |
| 資金運用収益 | 66,163 | |
| 貸出金利息 | 51,822 | |
| 有価証券利息配当金 | 13,090 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 797 | |
| 預け金利息 | 337 | |
| その他の受入利息 | 115 | |
| 信託報酬 | 0 | |
| 役務取引等収益 | 12,074 | |
| 特定取引収益 | 62 | |
| その他の業務収益 | 9,041 | |
| その他の経常収益 | 4,399 | |
| 経常費用 | | 64,651 |
| 資金調達費用 | 6,783 | |
| 預金利息 | 5,478 | |
| 譲渡性預金利息 | 684 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 262 | |
| 売現先利息 | 0 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 39 | |
| 借入金利息 | 149 | |
| その他の支払利息 | 169 | |
| 役務取引等費用 | 3,955 | |
| 特定取引費用 | 250 | |
| その他の業務費用 | 2,582 | |
| 営業費用 | 46,939 | |
| その他の経常費用 | 4,140 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 2,088 | |
| その他の経常費用 | 2,051 | |
| 経常利益 | | 27,091 |
| 特別利益 | | 114 |
| 固定資産処分益 | 114 | |
| 特別損失 | | 576 |
| 固定資産処分損失 | 88 | |
| 減損 | 488 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 26,629 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,722 | |
| 法人税等調整額 | 4,600 | |
| 法人税等合計 | | 12,322 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 14,306 |
| 少数株主利益 | | 208 |
| 当期純利益 | | 14,098 |

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 4社
会社名

三友株式会社
株式会社やまぎんカードホールディングス
株式会社やまぎんカード
株式会社やまぎん信用保証

なお、株式会社北九州経済研究所は、株式の現物配当により株式会社山口フィナンシャルグループの完全子会社となったため連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 4社
主要な会社名

山口キャピタル第2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等 2社
会社名

山口リース株式会社
山口キャピタル株式会社

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社
主要な会社名

山口キャピタル第2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等（株式は連結決算期末月1ヵ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.（1）と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建物 | 7年～50年 |
| その他 | 3年～15年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、税法基準に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額

に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理する方法によっております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

（追加情報）

当行は、平成23年9月22日開催の臨時株主総会をもって、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。なお、制度廃止日までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、支給の時期は各取締役及び監査役のそれぞれの退任時といたしました。これに伴い、制度廃止日までに計上されていた役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給とした退職慰労金の未払分については「その他負債」に含めて表示しております。

9. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日）を踏まえ、過去の返還状況等を勘案した必要額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

12. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場により換算しております。

13. リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグループングのうえ特定し評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から9年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益はありません。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

（連結納税制度の導入）

当行並びに国内の連結される子会社は、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度より、株式会社山口フィナンシャルグループを連結納税親会社として法人税法（昭和40年法律第34号）に規定される連結納税制度を選択する申請を行い、法人税法の規定により、平成24年3月をもって連結納税のみなし承認を受けております。

これにより、当連結会計年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号平成23年3月18日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面

の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号平成22年6月30日）を適用し、繰延税金資産及び法人税等調整額については、連結納税制度の選択を前提として計上しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）783百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に31,963百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,412百万円、延滞債権額は57,725百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は731百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,411百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72,282百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,438百万円であります。
8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,001百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 116,299百万円
担保資産に対応する債務
預金 10,017百万円
債券貸借取引受入担保金 1,645百万円
上記のほか、為替決済、デリバティブ取引、信託事務及び公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券56,189百万円及びその他資産1,177百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は332百万円あります。
10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は453,564百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが423,450百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,413百万円
12. 有形固定資産の減価償却累計額 42,269百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,613百万円
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

は590百万円であります。

15. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

| | |
|---------------|------------|
| 退職給付債務 | △30,878百万円 |
| 年金資産(時価) | 34,870 |
| 未積立退職給付債務 | 3,991 |
| 未認識数理計算上の差異 | 11,106 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 15,098 |
| 前払年金費用 | 15,188 |
| 退職給付引当金 | △89 |

17. 連結自己資本比率(国際統一基準) 13.03%

(連結損益計算書関係)

- 「その他の経常費用」には、株式等償却1,095百万円を含んでおります。
- 当連結会計年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
|------|--------|-------|--------|
| 山口県内 | 遊休資産 | 土地・建物 | 104百万円 |
| 山口県内 | 売却予定資産 | 土地・建物 | 261百万円 |
| その他 | 遊休資産 | 土地・建物 | 122百万円 |
| 合計 | | | 488百万円 |

当行は、営業用資産については管理会計上の最小単位である営業店単位で、遊休資産については原則として各資産単位でグルーピングを行っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅・寮等については、当行全体に関連する資産であるため共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等は、原則として各社単位でグルーピングを行っております。

営業用資産から遊休資産及び売却予定資産に用途変更とした上記の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計額488百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地420百万円、建物67百万円であります。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、不動産鑑定評価額又は路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

- 包括利益 19,022百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行、連結される子会社及び子法人等、関連法人等は、銀行業務を中心として、証券業務、クレジットカード業務など、地域密着型の総合金融サービスを展開する山口フィナンシャルグループに属しております。このため、グループとして、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどさまざまなリスクを抱えており、これらのリスクは、経済・社会・金融環境などの変化により、多様化・複雑化しております。こうした状況を踏まえ、グループとして、リスク管理体制の強化を重要課題の一つとして捉え、健全性の維持・向上に努めるとともに、グループ共通の「リスク管理規程」を制定し、リスク管理に対する基本的な方針を明確にしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主としてお取引先に対する貸出金であり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託などであり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、預金、譲渡性預金を中心として、コールマネーなど市場からの調達も行っておりますが、必要な資金が確保できなくなるなどの流動性リスクのほか、金融経済環境の変化等に伴う金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、資産・負債に内在する市場リスクのヘッジ手段、及びお客様のニーズに応じた商品提供手段等として位置付けております。金利関連及び有価証券関連デリバティブ取引は、長期にわたり金利が固定される貸出金・預金や有価証券等に対して、将来の金利変動や価格変動が収益等に及ぼす影響を限定するためのヘッジを主目的として利用しております。また、通貨関連デリバティブ取引については、将来の為替変動に伴う収益変動等の回避、外貨資金の安定調達、及びお客様への商品提供を主目的として利用しております。なお、相場変動による収益獲得を目的とした取引については、リスクリミット及び損失限度額などの厳格な基準を定め、限定的な取扱いを行っております。

金利関連及び有価証券関連デリバティブ取引は金利や価格の変動を、また通貨関連デリバティブ取引は為替の変動を市場リスク要因として有しております。また、取引所取引以外の取引には、取引相手の財務状況の悪化等により契約不履行による損失が発生する信用リスク要因を有しております。

ヘッジ会計の利用にあたっては、事前に定められた適用要件を満たしていることを確認したうえで、繰延ヘッジを適用しております。ヘッジ手法については、主に同種類のリスクを持つ資産を特定したうえで、包括的にヘッジを行う包括ヘッジを行っております。また、一部の取引については、個別ヘッジを適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用格付制度の適切な運用により、お取引先の実態把握や正確な信用リスク評価に努めており、お取引先の決算期や信用状態の変化時に適時適切に格付の見直しを行うことで信用力評価の精度を高めています。

自己査定については、グループの統一基準に基づいて厳格に行い、自己査定結果に基づく償却・引当も適正に実施して、その妥当性については、検証部署による内容の検証、独立性を堅持した監査部署による内部監査を行うとともに、監査法人による外部監査も実施しております。

また、個別案件審査においては、業種別審査体制により業種特性などを勘案したきめ細やかな審査を行うとともに、ポートフォリオ管理面でも、信用リスク計量化に基づく、格付別、業種別、地区別といったリスク管理の高度化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

市場リスクに関する管理プロセスを構築し、内在する市場リスクを特定するとともに、定量的な測定を実施しております。そのうえで、市場リスクを許容水準にコントロールするために、ALM（資産・負債総合管理）体制を導入、グループALM委員会を定期的に開催し状況に応じた対応を図っております。

また、市場リスクの状況については、定期的な評価を行い、リスク・コントロールの適切性などについて、検証を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

預金による資金調達が大半を占めており、安定した調達基盤のもと、緻密な予測に基づいた資金管理を行い、主として金融市場での資金コントロールにより資金繰りを行っております。

資金繰り管理においては、流動性リスクを抑制し、安定性を確保するとともに、不測の事態に備え、流動性の高い資産を準備するなど流動性リスク管理には万全を期しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------|------------|-----------|--------|
| (1) 現金預け金 | 149,191 | 149,191 | — |
| (2) コールローン及び買入手形 | 437,597 | 437,597 | — |
| (3) 金銭の信託 | 70,998 | 70,998 | — |
| (4) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 5,497 | 5,536 | 39 |
| その他有価証券 | 1,248,197 | 1,248,197 | — |
| (5) 貸出金 | 3,208,572 | | |
| 貸倒引当金（*1） | △40,957 | | |
| | 3,167,615 | 3,206,741 | 39,126 |
| 資産計 | 5,079,099 | 5,118,264 | 39,165 |
| (1) 預金 | 4,373,035 | 4,376,013 | 2,977 |
| (2) 譲渡性預金 | 475,504 | 475,504 | — |
| 負債計 | 4,848,540 | 4,851,517 | 2,977 |
| デリバティブ取引（*2） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 9,709 | 9,709 | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (669) | (669) | — |
| デリバティブ取引計 | 9,040 | 9,040 | — |

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

約定期間が短期間（1年以内）又は満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は外部の情報ベンダーから入手した価格によっております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社の公表する基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断した銘柄については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は2,440百万円増加、「繰延税金資産」は863百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,577百万円増加しております。

合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、保有している変動利付国債の元本部分と将来の期待クーポンを国債金利で現在価値に割り引いて算出されております。なお、将来の期待クーポンは、変動利付国債の商品性を考慮し、イールドカーブの形状、ボラティリティ、利払いのタイミングなどを調整したうえで見積もられております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、事業性貸出金については無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で、消費性貸出金については同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|----------------|------------|
| ①非上場株式(*1)(*2) | 2,098 |
| ②組合出資金等(*3) | 693 |
| 合 計 | 2,791 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成24年3月31日現在)

| | |
|----------|--------------------------|
| | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円) |
| 売買目的有価証券 | 14 |

2. 満期保有目的の債券（平成24年3月31日現在）

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額 （百万円） | 時価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|--------------------------|-----|---------------------|-------------|-------------|
| 時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの | 国債 | 3,404 | 3,435 | 31 |
| | 社債 | 1,290 | 1,299 | 9 |
| | その他 | — | — | — |
| | 小計 | 4,694 | 4,734 | 40 |
| 時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの | 国債 | 299 | 299 | △0 |
| | 社債 | — | — | — |
| | その他 | 503 | 501 | △1 |
| | 小計 | 803 | 801 | △1 |
| 合 計 | | 5,497 | 5,536 | 39 |

3. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額 （百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|----------------------------|-----|---------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | 株式 | 51,005 | 29,727 | 21,278 |
| | 債券 | 693,749 | 684,693 | 9,055 |
| | 国債 | 372,983 | 370,144 | 2,838 |
| | 地方債 | 42,262 | 41,405 | 856 |
| | 社債 | 278,504 | 273,142 | 5,361 |
| | その他 | 26,204 | 25,763 | 440 |
| | 小計 | 770,958 | 740,184 | 30,774 |
| 連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | 株式 | 13,684 | 17,713 | △4,028 |
| | 債券 | 408,576 | 409,100 | △523 |
| | 国債 | 286,834 | 287,169 | △334 |
| | 地方債 | 420 | 421 | △1 |
| | 社債 | 121,321 | 121,509 | △187 |
| | その他 | 54,977 | 62,455 | △7,477 |
| | 小計 | 477,238 | 489,268 | △12,029 |
| 合 計 | | 1,248,197 | 1,229,452 | 18,745 |

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| | 売却額（百万円） | 売却益の合計額 （百万円） | 売却損の合計額 （百万円） |
|-----|-----------|------------------|------------------|
| 株式 | 3,306 | 1,824 | 17 |
| 債券 | 3,411,075 | 7,214 | 828 |
| 国債 | 2,759,815 | 5,220 | 804 |
| 地方債 | 21,546 | 662 | — |
| 社債 | 629,714 | 1,331 | 23 |
| その他 | 96,694 | 789 | 620 |
| 合 計 | 3,511,076 | 9,827 | 1,466 |

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は1,094百万円（うち株式1,094百万円）であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおり定めております。

時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断しております。ただし、株式及びこれに準ずる有価証券については、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）、過去の一定期間の下落率を勘案して、「著しく下落した」かどうかを判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成24年3月31日現在）

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円) | うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円) |
|---------------|-------------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭の 信託 | 70,998 | 70,976 | 22 | 30 | 7 |

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.43%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.75%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.38%となります。この税率変更により、繰延税金資産は584百万円減少し、その他有価証券評価差額金は915百万円増加し、繰延ヘッジ損益は30百万円減少し、法人税等調整額は1,470百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は1,269百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,435円16銭
1株当たり当期純利益金額 70円49銭

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む取引の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社北九州銀行

(2) 分離した事業の内容

九州域内の事業

(3) 事業分離を行った主な理由

株式会社山口フィナンシャルグループが、主要営業エリアである北九州市を中心とする九州北部において、「地域密着型金融」をよりきめ細かく実践するため、北九州市に本店を置く新たな銀行を設立するに当たり、当行の九州域内の事業を承継することを目的としております。

(4) 事業分離日

平成23年10月1日

(5) 法的形式を含む事業分離の概要

当行を分割会社とし、株式会社北九州銀行を承継会社とする吸収分割であります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。